東海道シグマ

入社１年以上の方が対象

産後パパ育休制度（2022年10月1日施行）

新制度（産後パパ育休） （育休とは別に取得可能）（2022.10.1～）	育休制度 （2022.10.1～）	育休制度 （現行）
① 対象期間、取得可能期間 **子の出生後８週間以内に４週間まで**取得可能	原則、子が**１歳**（最長２歳）になるまで	原則、子が**１歳**（最長２歳）になるまで
② 申出期限 **原則、休業の２週間前まで** ※配偶者の妊娠がわかった時点で上司に申し出をし、出産間近になったら具体的に休業日を申出する。 （シフト等の調整が困難になるので、なるべく早く申出をする事。）	**原則、1か月前まで**	**原則、1か月前まで**
③ 分割取得 **分割して２回取得可能** **（はじめにまとめて申し出が必要）** ※申出があれば休業中に一定条件で働く事も可能	**分割して2回取得可能（取得の際にそれぞれ申出）**	**原則、分割不可** ※パパ休暇（子の出生後８週間以内に父親が育休取得した場合には再度取得可）あり。

東海道シグマ

入社１年以上の方が対象

新制度等の取得パターンイメージ

産休・産後パパ育休に

育児休業（分割や開始時期柔軟化が可能に）

改正前

	出生	出生後8週	1歳	1歳半	2歳
母	産後休業	育児休業	育児休業	育児休業	
父	育休	育児休業	育児休業 ✕	育児休業	育児休業

保育所に入所できない等の場合

出産後８週間以内に育児休業取得した場合の再取得（パパ休暇）

3度目は取得不可

開始時点が１歳時点又は１歳６か月時点に限定されているため、途中で交代できない

改正後

	出生	出生後8週	1歳	1歳半	2歳
母	産後休業	育児休業	育休	育休	
父	育休 育休	育児休業 育児休業	育休	育休	

保育所に入所できない等の場合

出生時退院時等 ＋ さらにもう１回

子の出生後８週以内の休業
→**分割して2回取得可能**

妻の職場復帰等のタイミング

育児休業
→**夫婦ともに分割して２回取得可能**

開始時点を柔軟化することで、途中交代可能に

１歳以降の育児休業
→**途中交代可能**

東海道シグマ

入社１年以上の方が対象

産後パパ育休　育児休業給付金がもらえます（働いた場合）

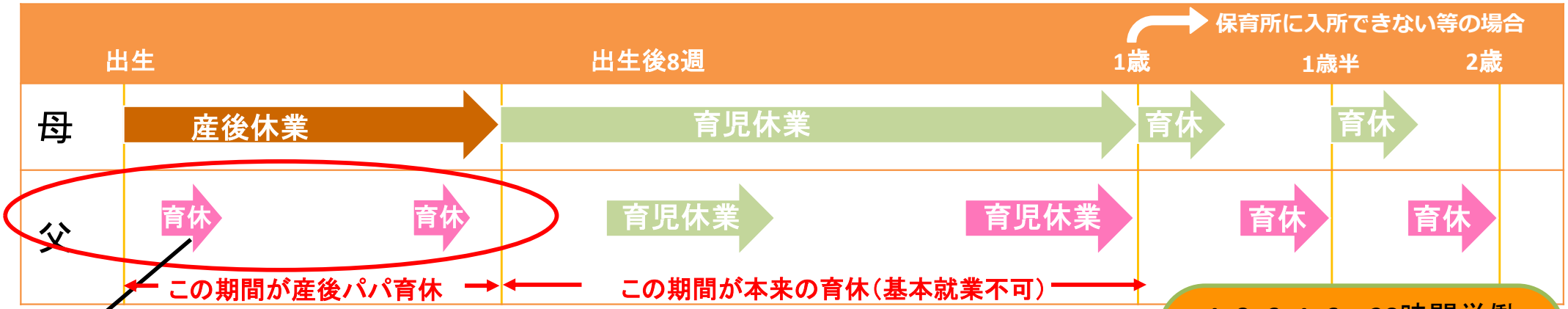

産後パパ育休は労働協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することができます

休業開始日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	……	13日目	休業終了日
4時間			8時間	6時間		4時間	……		6時間

4+8+6+4+6＝28時間労働
下の表赤字より
40時間＞28時間で受給可

1回目と2回目の産後育休が同じ月内であれば合算できる

産後パパ育休でも育児休業給付金が受給できます！

【支給要件】

- 休業開始日前２年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は就業時間数が80時間以上の）完全月が12か月以上。
- 休業期間中の就業日数が、**最大10日（10日を超える場合は就業している時間数が80時間）※ 以下**。

※　28日間の休業を取得した場合の日数・時間。28日間より短い場合は、その日数に比例して短くなる。
（例）14日間の休業　→　最大５日（５日を超える場合は40時間）
10日間の休業　→　最大４日（４日を超える場合は28時間）［10日×$^{10}/_{28}$＝3.57（端数切り上げ）→４日］

東海道シグマ

入社１年以上の方が対象

産後パパ育休社会保険料免除になる場合があります（働いた時）

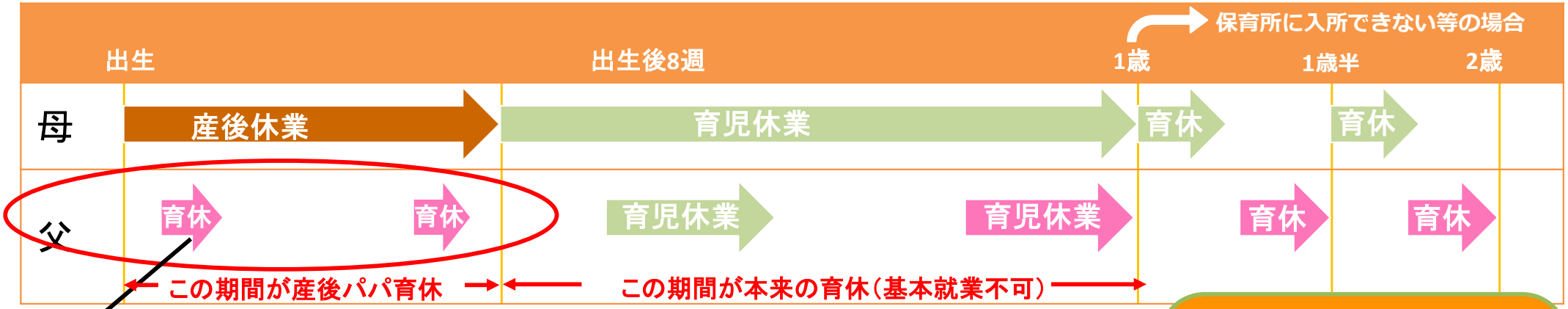

産後パパ育休は労働協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することができます

休業開始日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	……	16日目	休業終了日
4時間			8時間	6時間		4時間	……		6時間

先の産後育休と後の産後育休の月が違い月末にかからない場合

例）10/1より産後育休取得
4+8+6+4+6＝28時間労働

社会保険料が免除になる場合～月末にかかる休みである、又は14日以上休んでいる

- 14日の考え方：育児休業等日数の算定にあたり、就業日数が日単位の場合はその日数を・時間単位の場合は時間数を1日の所定労働時間で割った数（1未満は切り捨て）を就業日数として控除する。

※　産後育休は分割して取得可能だが、前後の産後育休が同じ月内の場合は足すことが出来る。
※　（例）休業申請期間17日とした時の上記表で例えると　1日の所定8時間
28÷8＝3.5　3日を育児休業日数17日より控除　17-3＝14日となり免除になる。

※産後パパ育休のみでは賞与にかかる社会保険料は免除になりません（暦日1か月超で免除）